

業務再点検結果報告

部署名	国有林野部管理課
部署の業務内容	国有林野事業特別会計の予算、決算、経理、人事の総合調整が主務。併せて、法令協議など国有林野部の窓口業務を実施。

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	内部管理業務であるため、直接、消費者、生産者、事業者との接触機会がほとんどない。ただし、国有林の現場職員の対応が丁寧になされるよう、調達等現場職員が事業者等に接する機会が想定される指示を管理課から行う際には、わかりやすい説明ができるように指示内容を精査するよう心がけるようになった。
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	事業関係の苦情については事業担当課へ連絡。入札など契約関係は、談合等の疑いありえるものとしてマニュアルに従い対応。法律に関するものは農林水産省公益通報に関するガイドラインにより対応。
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
基本的な視点	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	国有林野事業の実施状況について、市町村の理事者への説明と意見交換の会合を各局で年1回持たせるとともに、その場に本庁の課長を出席させるよう日程調整をしている。また、会合の結果は職員に周知している。市町村等からは、林野庁、森林管理局幹部と直接意見交換を行う場として有意義との評価をいただいている。
	政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	×	
	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	国有林野事業は国自らが実施する事業であるため、業振興を目的とした事務は基本的にはないが、国民全体の利益に繋がるかとの意識をもつことを心がけている。
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	×	各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	× (ない)	各々の職員が自らの業務を点検した結果、直接、食の安全に関連する事項はなかった。		

言える職場環境づくりに努めるとともに、若手を中心とした勉強会を実施し、モチベーションの向上を図る。また、若手職員を対象とした顕彰制度の創設が検討されており、制度制定後の適切な運用に努めていく考えである。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	一般会社のやっている従業員教育なども参考に、モチベーション向上教育を活発に実施すべき。		管理課では国有林野事業の研修基本方針の作成、各局及び研修所の実施する研修の指導を行っている。全ての職員が森林官の最低の知識・技術レベルを有するようになるよう、基礎技術の知識習得を研修の基本的考え方に据えている。森林官は採用時に目標とする者が多く、森林官になるための研修実施は若手職員のモチベーション向上につながっていると考えている。